

武蔵野市歯科医師会ハンドブック

武蔵野市歯科保健キャンペーン標語

【じょうぶな体、元気なお口】



平成15年度版

(社) 東京都武蔵野市歯科医師会

目 次

◎ はじめに -----	1
1. 会と会員の基本理念及び定義 -----	2
2. (社) 東京都武蔵野市歯科医師会とは -----	3
3. 地域との係わり -----	5
4. 歯科医師会の仕組みについて -----	6
5. 入会時の諸費用について -----	8
6. 会よりの銀行引き落としと振込について -----	9
7. 福祉共済制度について -----	11
8. 武蔵野市歯科医師連盟について -----	13
9. 新春の集いについて -----	13
10. 三師会について -----	14
11. 武蔵野警察歯科医会について -----	14
12. 東京都歯科健康保険組合について -----	15
13. 青色申告会について -----	16
14. 歯科医師会の各種融資制度について -----	17
15. 医事処理について -----	19
16. 歯科医師賠償責任保険について -----	19
17. こんな時には相談・連絡を -----	20
18. 会よりの連絡方法について -----	21
19. 役員職務分担について -----	22
20. 各種委員会の委員選出について -----	23
21. ブロック及び班について -----	24
22. 保健センターでの健診について -----	25
23. 三鷹武蔵野保健所について -----	28
24. 高齢者施設歯科健診について -----	28
25. 在宅高齢者訪問歯科健診について -----	29
26. 老成人歯科健診について -----	29
27. 成人自己歯科健診について -----	29
28. 歯科保健医療サービスシステムについて -----	30
29. 休日応急診療について -----	31
30. 校医及び学校健診について -----	31
31. 歯の衛生週間について -----	32
32. 保険関係について -----	33
33. MDA (会報) について -----	35
34. 厚生事業について -----	35
35. 同好会について -----	36

36.	生涯研修事業について-----	36
37.	血液検査及びB肝ワクチンについて-----	37
38.	ビデオ・書籍の貸し出しについて-----	38
39.	各種案内について-----	38

はじめに

社団法人武蔵野市歯科医師会は、昭和 41 年 4 月北多摩歯科医師会武蔵野支部が独立して発足いたしました。本会は、武蔵野市における唯一の歯科医療の専門団体として市民の皆さんの顎・口腔の健康増進に積極的に取り組んでおります。

平成 13 年、厚生省発表の「健康日本 21」の中に生活習慣病の一つとして「歯周病」が明記されました。我々地区歯科医師会としては、今まで以上に地域歯科医療活動に積極的に関って行かねばならないと思います。

以前の地域歯科診療所は、患者さんを「待つ」診療体制でその機能のある程度満たしていました。しかし、現在は高齢社会を迎え、病気にならないように健康を維持・増進して行くよう積極的な歯科医療が必要となって来ております。

我々地区歯科医師会としてこの部分を十分に検討し、達成させていく様に事業計画を整えて活動して来ておりますが、まだまだ種々問題を持っており、十分に対応出来ていない部分もあり、今後さらに会員の皆さんの叡智を集め検討して行かなければならないと思います。即ち、最近良く言われている「根拠に基いた歯科医療(EBD)」を、市民の皆さんに理解と認識をして頂く事、そして、それをどの様に地域歯科医療活動に生かして行けるか、今後の課題と考えます。

この様に地域歯科医療活動の重要性を確実に市民の皆さんに認識して頂くには、まず地区の歯科医師が目的を十分に理解、認識し、一つになって活動して行く事が必要です。しかし、当地区には多数の未入会の歯科医院が存在し、市民の皆さんにとって、困惑を招いているのが現実です。

武蔵野市歯科医師会では、平成 14 年度より、どなたでも入会して頂き易いように、入会時諸経費を大幅に改善いたしました。

さらに、行政をはじめ、関係諸団体の方々の十分なるご理解とご協力を頂き、より充実した地域歯科医療を実現できるよう努力して行く必要があると考えます。

武蔵野市に於いては、地区の歯科医師会が心を合わせ、歯科専門集団として「市民に何が出来るか」をモットーに日々の診療と地域歯科医療活動に専念して行こうではありませんか。

以下のページには、本会の社団法人としての、武蔵野市における歯科医療活動状況を記載致しております。十分なるご理解を賜わりまして、「仲良く、楽しく、一生懸命」に活動してまいりましょう。

平成 15 年 3 月 31 日

社団法人
東京都武蔵野市歯科医師会
会 長 林 匡一

1 会と会員の基本理念及び定義

[権利と義務]

社団法人東京都武蔵野市歯科医師会定款施行規則、第一章から第八章まで、会員の権利と義務、会員の定義と種別が定められていますが、会員の権利と義務は表裏一体のものです。本会の定義と共に覚えておいて下さい。

1) 本会の定義と基本理念

民法第 34 条（公益法人の設立）に定める学術専門団体として設立された**公益法人**（公共の利益を目的とし、営利を目的としない法人）であり**社団法人**（一定の目的のもとに結合した人の集合体で団体としての組織を有し、団体自身が権利と義務を有する社会上一個の単一体として存在するもの）として設立されたものです。

2) 本会の会員

武蔵野市内の診療所、病院又は他の職場に就業し、開設者又は責任のある立場にあるか、又は住所を有する歯科医師を第一種会員とし、第二種会員は、第一種会員以外のものとする。終身会員は、通算 20 年以上本会会員であり、満 70 歳を超えた者は次年度より終身会員とし、表彰して通常会費を免除する。但し、特別会費及び負担金はこの限りではない。

3) 会員の権利・義務

すべての会員の権利・義務は平等とする

- (1) 会員は、すべて選挙権を有する。但し被選挙権は、入会后 2 年を経過した会員とする。
- (2) 総会へ出席する権利と表決の権利を有する。
- (3) 自己の意見、研究、報告などを、本会会合や、刊行物に発表する権利を有する。
- (4) 本会が発行する会誌や印刷物の頒布を受けまたは購入する権利を有する。
- (5) 業務上の権利を侵害されたり、その可能性が生じた場合、またトラブルが発生した時の保護や手続きの代行を求める権利を有する。
- (6) 本会の定款、規則、規程を遵守し、会務の運営に協力し、諸会議に出席する義務を有する。
- (7) 総会の議決を遵守する義務を有する。
- (8) 本会所定の会費・負担金を本会へ納入する義務を有する。
- (9) 日本歯科医師会・東京都歯科医師会の会員となる義務を有する。
- (10) 歯科医師道高揚と、医療・保険・福祉の向上をはかり、その増進に寄与することに努める義務を有する。
- (11) 会員の行動に変更が生じた場合、速やかに諸届け出の義務を有する。

2 (社) 東京都武蔵野市歯科医師会とは

【当会の歴史】

昭和41年4月北多摩歯科医師会武蔵野支部より社団法人東京都武蔵野市歯科医師会として多摩地区で初めて分離独立しました。(当会30年史参照)

【上部機関との関係】

1) 日本歯科医師会

地区歯科医師会の会員は、同時に日本歯科医師会会員でもある。
過去、武蔵野市歯科医師会は以下の役職者の選任を受けている。

- ・日本歯科医師会選挙管理委員会委員長
- ・日本歯科医師会広報委員会委員
- ・日本歯科医師会理事
- ・日本歯科医師会選挙管理委員会委員
- ・日本歯科医師会選挙管理委員会予備委員
- ・日本歯科医師会調査第4部会委員
- ・日本歯科医師会常任理事
- ・日本歯科医師会代議員会委員
- ・日本歯科医師会代議員会副議長

2) 東京都歯科医師会

地区歯科医師会は直接の下部組織であり地区役員は同時に東京都歯科医師会の役員を委嘱・選任される。

①東京都歯科医師会代議員会

各地区歯科医師会より、地区割として1名、地区会員70名毎、端数が生じた場合はその数が36名を超えたとき1名を加える。代議員は会務の重要な事項について審議し議決する職務を有します。尚、代議員と同数の予備代議員を定めています。

②参事会

参事会は、参事(支部長および東京都歯科医師会で承認した歯科医師会会長をもって、東京都歯科医師会会長が委嘱する)をもって構成し東京都歯科医師会会長の諮問に応え会務運営に協力、各地区歯科医師会との相互関係を図ります。

③各種委員会

委員会には、東京都歯科医師会会長の諮問に応える諮問委員会と代議員会の委任事項に関する審議機関の2種類があります。委員の選出は、理事会の議を経て会長が委嘱するものと、代議員の中より代議員が選出し、議長が指名し会長が委嘱するものとがあります。委員の選出にあたっては、地域が推薦するものと、同窓会・校友会が推薦するものがありますが、いずれの場合も定款に定められた会員資格を有するものとなっています。

3) 多摩地区歯科医師会連合会について

昭和 56 年、多摩地区歯科医師会連合会は多摩地区に在る 21 歯科医師会をもって組織し連合体の体制をとるようになりました。

目 的 : 多摩地区に在る歯科医師会相互の連携を密にし、その共通する目的のための事業を行い、併せて地区歯科医師会の発展に寄与すること。

事 業 : 1) 会長会
2) 各種表彰受賞者祝賀会及び新年会
3) 地区役員及び代議員研修会
4) 情報収集及び調査
5) 整備委員研修会
6) 親睦ゴルフ大会
7) 会報 Dental News の発行
8) コ・デンタルスタッフの育成

会 長 : 小幡哲夫 (清瀬)

事務所 : 多摩地区歯科医師会連合会事務局

住所 〒184-0004

小金井市本町 5-12-14 スプリングビル 3F

☎ 042-381-8525

Fax 042-385-0525

受付時間 : 月・火・水・金 の午前 10 時～午後 4 時

会 費 : 無料

事務局員 : 早川、堀内 (非常勤)

3 地域との係わり

医療をめぐる環境は近年急速に変わってきている。

少子高齢化などの人口構造の変化、生活習慣病など疾病そのものの構造変化、医療経済の逼迫などが要因となって地域住民の保健医療需要は多様化し増大している。

平成9年度における地域保健法の施行や、平成12年度施行の介護保険法の制定など様々である。又現在まで継続している武蔵野市との受託事業や、保健所業務などからも保健医療サービスの提供が強く求められている。

これらのことは、地域住民の多くが、病気や障害があっても住み慣れた地域で安心して生活が続けられる事を望んでいるからで、これに応えるため各行政、三師会、大学病院、日赤病院、保健所などとの保健・医療・福祉に関する会議を高齢者・難病・母子・学童・生徒・成人の各分野にわたって開催している。そしてこれらの会議はさらに質の高いサービスを効率的に提供できるよう関係団体に協力を要請している。

「かかりつけ歯科医」の機能推進にも不可欠な「診診」、「病診」などの医療連携も歯科医師会としてはじめて対応可能なことでしょう。

地域医療を担う者として、地域の住民からわたくしたち歯科医師会の存在を充分認識してもらいその要求に答えられる団体としての努力を惜しんではなりません。地元の患者さんが、他地域へ流れだすことなどあってはならないのです。

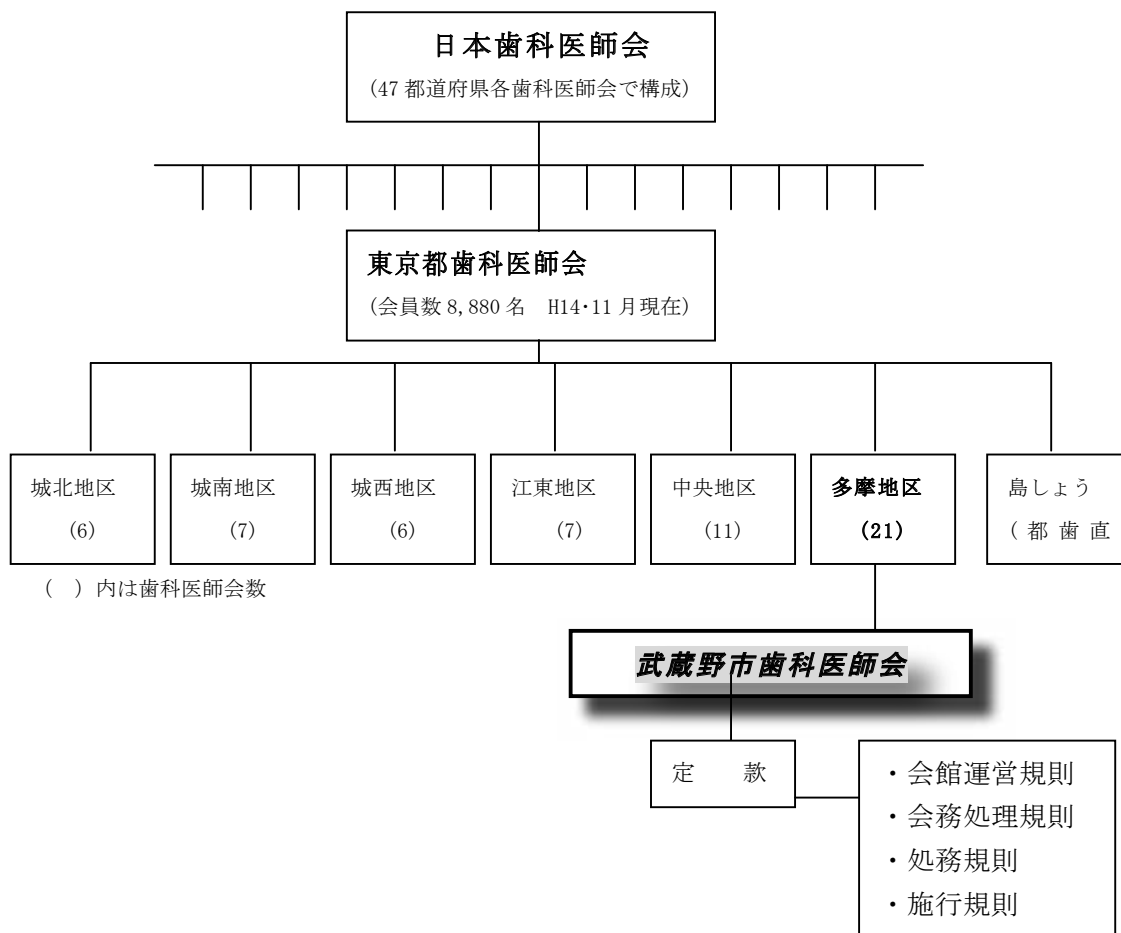
★「かかりつけ歯科医」とは！

「地域住民のライフサイクルに沿って、口腔領域のプライマリーケア（初期処置、初期手当）を継続的に提供する歯科医師」のことで、歯科疾患の治療と予防を含めた地域に密着した包括的な医療行為を行う機能を持つ歯科医師である。

そして、地域住民により選択され、地域住民の情報の管理をし、信頼関係を持ち、福祉に係わりのある多くの機能を有する歯科医師でもある。

4 歯科医師会の仕組みについて

- 1) 社団法人東京都武蔵野市歯科医師会は昭和 41 年 4 月 1 日に設立され、定款に基づき運営されている。本会の上部団体として東京都歯科医師会(都歯)、日本歯科医師会(日歯)がある。

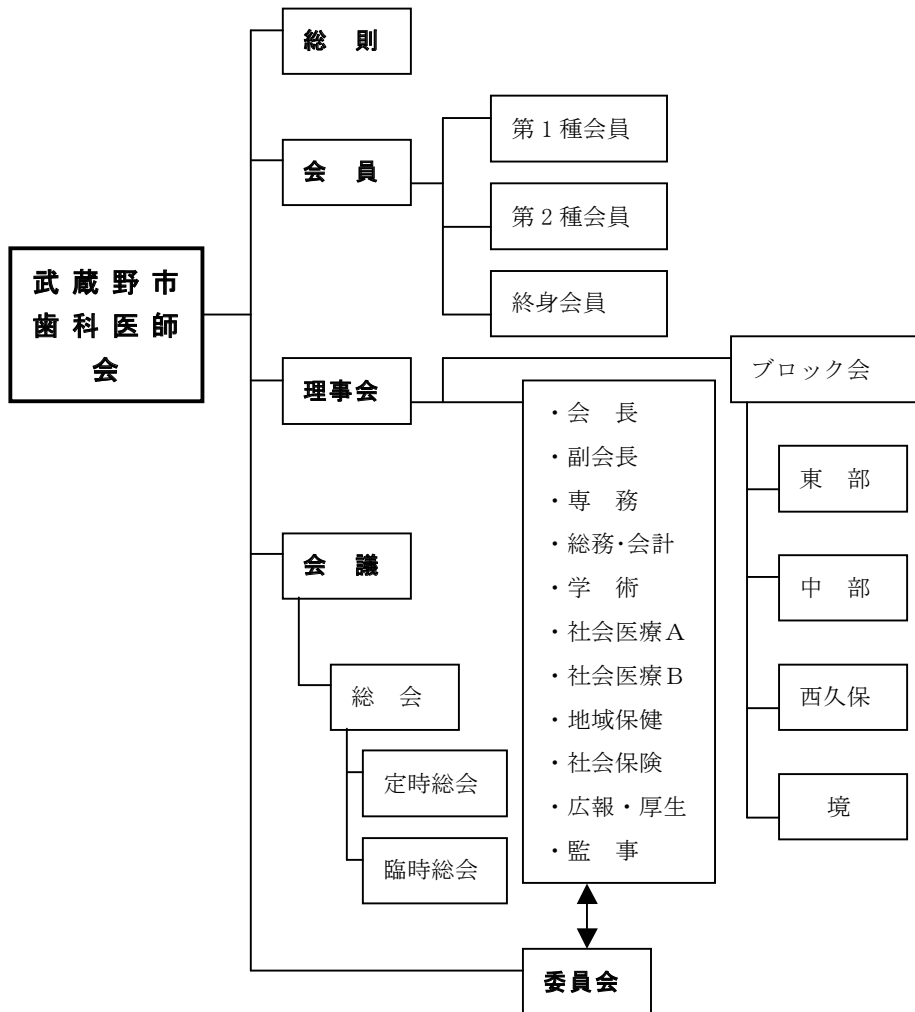


- 2) **武蔵野市歯科医師会会員は下記の各会に所属しています**

- ・ 武蔵野市歯科医師福祉共済会
- ・ 武蔵野市歯科医師連盟
- ・ 多摩地区歯科医師会連合会
- ・ 武蔵野市三師会
- （以下は任意加入）
- ・ 武蔵野市警察歯科医会
- ・ 東京都歯科健康保険組合

3)

本会は年度制をとり、定時総会は毎年2回開催される。
3月には予算総会(定時)が開催され、その年度の会務報告をし、次年度の事業計画、予算案(理事会で案を作成)を審議し、会の運営方針を決定する重要な会議である。
6月の決算総会(定時)は、前年度の決算を審議する。
また、必要に応じて臨時総会が開催されることもある。
総会は本会の最高決定機関であり、会員は総会に出席する義務がある。



5 入会時の諸費用について

本会に入会するには入会時に次の各費用が必要となります。

【入会時諸費用】

入会金	日本歯科医師会	100,000
	東京都歯科医師会	150,000
	武蔵野市歯科医師会	100,000
	〃 福祉共済会入会金	180,000
負担金	日本歯科医師会福祉共済(2ヶ月分)	17,000
	東京都歯科医師会福祉共済	48,000
	東京都歯科医師会医事処理	50,000
武蔵野市歯科医師会会館管理運営入会拠出金		★1,000,000
武蔵野警察歯科医会会費(任意加入)		5,000
合 計		1,650,000

(単位・円)

★印は10年間の分割可能

6 会よりの銀行引き落としと振込について

1) 引き落とし

本会の諸費用は金融機関からの自動引き落としとなります。

		一種	二種	終身	引き落とし 月
日本歯科医師会	前期	19,000	11,500		5月
	後期	19,000	11,500		11月
東京都歯科医師会	前期	26,000	13,000		5月
	後期	26,000	13,000		11月
東京都歯科医師会 福祉共済負担金	前期	24,000	24,000	24,000	4月
	後期	24,000	24,000	24,000	10月
武蔵野市歯科医師 会	前期	45,000	22,500		4月
	後期	45,000	22,500		9月
武蔵野市歯科医師会 福祉共済会会費		10,000	10,000	10,000	8月
武蔵野市歯科医師会 会館特別会費		10,000			12月
小計 ①		248,000	152,000	58,000	

・日本歯科医師会福祉負担金 月額¥8,500

・武蔵野警察歯科医会(会員のみ) 年額¥5,000

日本歯科医師連盟		25,000	12,500		7月
		10,000	5,000		8月
東京都歯科医師連盟		15,000	7,500		6月
武蔵野市歯科医師 連盟	前期	3,000	3,000		5月
	後期	3,000	3,000		12月
小計 ②		56,000	31,000		
合計 ①+②		304,000	183,000	58,000	

(単位・円)

2) 振込について

振り込まれる出務手当は下記の通りです。(平成 15 年度)

種 類	平成 15 年度出務手当金額	源泉徴収の有無	
休日診療	一般休日	104,930	なし
	年末年始	209,860	なし
	5月連休加算	135,095	なし
	1月4・5日 5月連休 8月旧盆	104,290	なし
障害者歯科相談		67,000	なし
乳幼児歯科相談		28,400	なし
3才児歯科健診		28,400	なし
老成人歯科健診	一般	7,670	なし
	精密一次	5,120	なし
	精密二次	4,980	なし
就学时健診		39,500	なし
保育園健診		39,500	なし
無料歯科健診		10,000	なし
1.6才児・母親歯科健診		10,000	なし
妊婦歯科健診		10,000	なし

(単位・円)

7 福祉共済制度について

1) 武蔵野市歯科医師福祉共済会について

本会は、武蔵野市歯科医師会会員により組織されており、会員相互扶助の精神に則り、会員の福祉共済及び健康の増進を図ることを目的としている。

本会の役員には、幹事長（武蔵野市歯科医師会会長）以下、15～6名の幹事が武蔵野市歯科医師会会員より選任される。幹事長は、年2回の定時総会と必要に応じて臨時総会を招集する。

幹事会は、本会の運営、給付等の業務を処理する。

・運営

- 1) 入会金 : 18万円
- 2) 会費 : 1万円

・給付

会員及び家族の給付金は、福祉共済会施行細則にもとづいて行われている。

【会員給付】

- 1) 死亡及び全盲給付金-----200,000円
- 2) 休業給付金：疾病、傷害による連続10日以上休業の場合に給付（1回限り）
50,000円
- 3) 災害給付金 -----100,000円
①家屋1/3以上破壊、床上浸水（90cm以上）及び1/3以上焼失及びこれに準ずるもの
②前項の被害に準ずるもので幹事会において損害大と認めた場合

【家族給付】

- 1 親等に限り死亡の場合、花環あるいは花環相当額を給付することができる。但し、15,000円を限度とする。

・給付金の申請

事故発生日より30日以内に事実を証明する書類を申請書に添え事務所に提出する。

2) 東京都歯科医師会福祉共済について

東京都歯科医師会会員のための福祉活動を行っている。

①負担金 : 年48,000円 前期・後期分納

②給付

- 1) 死亡・全盲・廃疾共済金
 - ①会員死亡に際し、予め指定された受領者に死亡共済金50万円を給付。尚、後述の傷病共済金を受けずに死亡の場合は、50万円の特別見舞金を添えて給付される。
 - ②会員が全盲または廃疾のため業務を廃止し、退会する場合は、死亡共済金に準じた共済金を給付。

- 2) 傷病共済金 : 1ヶ月以上病気のため休診したとき。(代診が居てもよい)
- ・ 36回 月額 80,000円
 - ・ 37回以降 月額 20,000円
 - ・ 入院加算金 : 入院加療した場合 日額 5,000円
(但し、給付期間は、通算36回まで)
- 3) 火災共済金 : 会員の指定した物件が、火災により被害を受けた時。
- ①全 焼 (総面積の70%超) 1,200,000円
 - ②部分焼 (総面積の70%以下)
100,000円以上1,200,000円未満
(状況により増減)
 - ③消火活動による損害 50,000円以上500,000円以下
(状況により増減)
- 4) 災害共済金 : 会員が指定した物件が、風水害あるいは事故等で被害を受けたときは、その状況により、火災共済金に準じ、災害共済金が給付されます。
- 5) その他 : 負担金の立て替え払い制度、死亡共済金の一部前払い制度などがあります。詳しいことは、事務局までお問い合わせ下さい。

3) 日本歯科医師会福祉共済について

日本歯科医師会会員のための福祉活動をしています。

①負担金 : 月額8,500円

(原則として3ヶ月毎に銀行口座からの引き落とし)

但し、共済部員として30年以上在籍し、且つ80歳以上になると免除

②給付 (会員のみ対象)

- 1) 死亡共済金 : 800万円 (但し、45歳未満は1,000万円)
予め指定されている受領者に給付
- 2) 火災、災害共済金及び傷害共済金 : 詳しくは、事務局へ
- 3) その他 : 負担金の立て替え払い及び死亡共済金の一部前払い制度があります。

8 武蔵野市歯科医師連盟について

- 目 的** : 社団法人東京都武蔵野市歯科医師会の目的と事業を達成するために必要な活動を行っています。
- 沿 革** : 平成6年3月まで東京都歯科医師政治連盟武蔵野支部として、平成6年4月1日に東京都武蔵野市歯科医師連盟として独立し、武蔵野市歯科医師会が行えない政治活動を行っています。日本歯科医師連盟、東京都歯科医師連盟に協力しております。
- 活 動** : ① 機関紙等の発行……連盟からのお知らせ等を行います。
② 関係方面への宣伝活動・業権の確保のための活動
- ・ 都歯連盟、多摩地区歯科医師会連合会への出席
 - ・ 市長、都議を囲む会・市議との懇談会の開催
 - ・ 市長、都議、市議主催の会合への出席
 - ・ 地元三師会との協力と懇親
 - ・ 衆議院選挙、参議院選挙、地方選挙(武蔵野市長選、市議選、都議選)に対応した活動
 - ・ 新春の集いの協力
- 会 費** : 6000円(年)

9 新春の集いについて

本会が主催し、武蔵野市歯科医師連盟が協力します。

本会会員を主たるものとしている「新年会」とは異なります。

平素、交誼を頂く関係諸団体の代表者を招待し、本会の会務運営に尚一層の理解と協力を仰ぎ、重ねて昨年一年間の親交に感謝の意を表すために開催しています。

各種健診業務をはじめ、介護保険への対応、また地域保健医療計画の推進に関して、武蔵野市が属する北多摩南部地域医療圏の歯科保健医療などいずれも歯科医師会という組織での対応を余儀なくされています。

そのための地元三師会活動や近隣地域歯科医師会との親睦と協調関係は必要欠くべからざるものといえます。

さらに武蔵野市当局や東京都衛生局の出先機関である保健所などとの円滑な関係維持にも重要な意味を持っています。

武蔵野市長、三鷹武蔵野保健所長の他、都議会議員、市会議員を含め、各関係諸団体の長を招いての親睦・懇親の席は、地域医療活動の一端を担う武蔵野市歯科医師会の目的遂行の大きな役割を果たしています。

10 三師会について

市民の健康と質の高い医療サービスを維持する為に武蔵野市の医師会、歯科医師会、薬剤師会の三者で武蔵野市三師会を結成し連携を深め、より団結を高めることを目的とした会です。

目的 : 武蔵野市民の健康を守り、会員相互の親睦を計ること。

構成 : 武蔵野市の医師会、歯科医師会、薬剤師会の三者。

(武蔵野市歯科医師会の会員は三師会の会員です)

事務所 : 武蔵野市医師会事務所

事業 : 1) 会長会

2) 幹事会

3) 総会-----6月頃

臨時総会----統一地方選挙、都議会議員選挙の年に開催

三師会選対会議-----三師会の連盟として終了し活動

4) 囲碁大会

5) 麻雀大会

6) 三師会新旧会長会

7) 親善役員ゴルフ

(総会、囲碁、麻雀の当番会は持ち回り)

役員 : 会長 藤田敏光 (医)、副会長 林匡一 (歯)・河村元毅 (薬)

幹事は各会より4名

名誉会長 : 梶谷進二 (医)

顧問 : 手塚裕文 (歯)

11 武蔵野警察歯科医会について

目的 : 緊急災害時において、法歯学的立場から活動をする事。

事業 : 目的を達成するために

(1) 法歯学的知識の高揚と研修に努める。

(2) 大規模事故、及び地震災害時、捜査並びに身元確認活動に協力する。

(3) 武蔵野警察署と武蔵野警察歯科医会は相互の連携を密にし必要な事業を行う。

歴史 : 昭和 62.3.14 武蔵野市歯科医師会総会にて武蔵野警察歯科医会(任意団体)として発足決定

昭和 62.3.18 武蔵野警察歯科医会発会式

昭和 62.5.9 武蔵野警察歯科医会設立総会

(東京都で最初の会として発足)

・身元確認検屍活動、講演会、東京都監察医務院研修見学等の活動をしている。

会費 : 5,000円(年)

設置 : 東京都武蔵野市緑町 警視庁武蔵野警察署内

☎ 0422-54-0110 (呼) 刑事課

参考文献

- 1) やさしい法医学 ―法歯学検査マニュアル―
著者 鈴木和男
発行所 (株) デンタル フォーラム
- 2) 武蔵野警察歯科医会 創立5周年記念誌
- 3) 武蔵野警察歯科医会 創立10周年記念誌

12 東京都歯科健康保険組合について

本組合は、昭和30年4月1日に厚生大臣の設立認可を受け、東京都歯科医師会の会員並びに診療所の従業員の福祉を目的に作られました。

組合への加入は、事業主の同意により加入申請がなされ、同組合理事会の承認を得たのち、東京都知事の認可を受けて加入事業所となります。

また、事業所が組合に加入しますと、事業主及び常勤の従業員は全員強制加入となります。

本組合は、各種法定給付以外に、組合独自の付加給付（人間ドック、B 肝ワクチンの接種や体育奨励金等）があります。

尚、歯科の自家診療については制限があります。

◎保険料

被保険者の標準報酬月額に保険料率を掛けて計算し、事業主と従業員の折半負担となります。

◎連絡先

東京都歯科健康保険組合

〒170-0004 東京都豊島区北大塚 2-11-11

☎ 03-3918-7511

FAX 03-3918-0588

13 青色申告会について

青色申告会は、1950年青色申告者によって組織された自主的な納税者団体で、会員数は全国に約110万人、会員の中から選ばれた役員がボランティアで会の運営にあたっています。

入会は任意で、入会金1,000円、会費は3ヶ月4,000円（年16,000円）です。

武蔵野青色申告会に一部会として、武蔵野青色申告会歯科医師部会があり、武蔵野、三鷹、小金井の三市の会員で構成され、会員数は平成14年6月現在で武蔵野46名、三鷹29名、小金井19名です。

◎活動内容

1. 部会総会
2. 青色申告会総会及び懇親会
3. 税務行政協議会
4. 医師部会との合同研修会
5. 確定申告時の青色コーナーの設置
6. その他

◎連絡先

(社) 武蔵野青色申告会

〒180-0004 武蔵野市吉祥寺本町3-26-6

☎ 53-8665

FAX 51-0826

14 歯科医師会の各種融資制度について

1) 日歯、都歯関係

本会会員は、下記の融資を受ける事ができます。詳しくは本会事務所にお問い合わせください。

(平成 14 年 4 月現在)

区 分	歯科医療融資(都歯)	日歯青色ローン	日歯年金ローン
限度額	返済可能額	5,000 万円以内	2,500 万円以内
利 率 (年利)	変動金利 500 万円以内 1.375%~1.575% 2,000 万円以内 1.475%~1.675% 5,000 万円以内 1.575%~1.775% ★5,000 万以上申込の場合、5,000 万円までは上記利率を適用し、超過分については個別交渉	変動金利 短期 500 万円以内 1.375%~1.575% 長期 2,500 万円以内 1.475%~1.675% 5,000 万円以内 1.575%~1.775%	変動金利 3 年 3.00% 5 年 3.30% 10 年 3.48%
期 間 (据置期間)	運転資金 5 年以内(3ヶ月以内・入金含む) 東京三菱銀行 2年以内(3ヶ月以内) みずほ銀行 設備資金 15 年以内(2年以内) 入会金等 5 年以内(3ヶ月以内・500 万円以内) みずほ銀行	短期 2 年以内(6ヶ月) 長期 15 年以内(1年以内)	10 年以内
担 保	500 万円までは不要(原則として) 500 万円以上は 要	短期 不要 長期 要(有価証券又は不動産)	要：有価証券・不動産・信用保証教会のうち融資銀行が指定するもの
保証人	連帯保証人 1 人 (法定相続人可)	連帯保証人 1 人 (法定相続人可)	配偶者あるいは 2 親等以内の親族 1 名
銀行名	東京三菱 みずほ UFJ 三井住友 大和 あさひ 東京都民 東京スター 東日本 横浜 わかしお 八千代 中央三井信託	日本歯科医師会取扱 銀行(98 行) ※八千代銀行は除く	住友信託 UFJ 信託 三菱信託
申込方法	本会にある所定の申込書に必要事項を記入し提出 本会⇒都歯⇒銀行本部⇒取扱支店へ送付	<青色ローン>の申込書に必要事項を記入し、本会経由のうえ提出	都歯へ直接連絡 ※貸付実行日年 4 回
資 格	東京都歯科医師会会員で取引銀行が社会保険診療報酬の振込指定銀行であること(原則)	東京都歯科医師会会員で青色申告をしている会員	日歯年金加入者

使 途	運転資金・医療設備資金
融資の決定	申し込み銀行と各自交渉、銀行が個別に調査して決定

2) 都歯の住宅ローンについて

①申込資格

- 1) 東京都歯科医師会会員
- 2) 20 歳以上 66 歳未満
- 3) 団体信用生命保険加入を認められた者

②資金使途

本人居住用住宅の購入、新・増・改築・補修資金

③融資金額

1 億円以内

④融資期間

3 5 年以内

⑤金利

銀行の定める住宅ローンの金利比 0.3%優遇

⑥担保

融資対象不動産

⑦提携銀行

みずほ銀行、東京三菱銀行、りそな銀行、三井住友銀行、東日本銀行
UFJ 信託銀行、安田信託銀行

3) 武蔵野市小規模企業者対象の融資あっせん制度

①制度の目的

この制度は、小規模な企業を営む経営者に対して経営上必要な融資の斡旋をし、融資額にともなう利子に対して市がその一部を補助するものである。

②融資の対象（下記の 3 項目を全て満たすことが必要）

- 1) 個人にあつては、市内に住所を有すること。法人にあつては、市内に本店所在地があること。
- 2) 市内または都内に事業所を有し、引き続き一年以上同一場所で同一事業を営む個人または法人（常時使用する従業員が 20 人以下、商業、サービス業の場合には 5 人以下のところで、かつ資本額が 1,000 万円以下）
- 3) 原則として最近 1 年間に納付すべき市民税（法人の場合には法人市民税）を完納しているほか、納付すべき所得税（法人の場合には法人税）を完納していること。

③融資の条件

- 1) 使 途：運転資金又は設備資金
- 2) 金 額：運転資金 500 万円以内、設備資金 800 万円以内
- 3) 借入期間：運転資金・5 年以内、設備資金・7 年以内（据置期間 6 ヶ月以内を含む）
- 4) 利 率：年 2.5%（固定金利）
- 5) 担 保：無担保

6) 利子補給：利率の半分 1.25%の利子補給

[問い合わせ先]

武蔵野市環境生活部生活経済課商工係

☎0422-60-1832（直通）

15 医事処理について

医事紛争、患者さんとのトラブルが起きてしまった場合には、まず事務局または専務理事にご連絡ください。

その後、必要に応じて東京都歯科医師会の医事処理委員会に申し立てをします。なお、ご自分で全て解決しようと相手の言いなりになり、金銭など支払わないよう十分ご注意下さい。

下記の歯科医師賠償責任保険には必ずご加入下さい。

16 歯科医師賠償責任保険について ★ぜひご加入下さい★

医療過誤等による医療上の事故だけでなく、建物・設備の使用・管理上の事故についても保険が支払われる制度です。

当会で毎年8月に募集しており、団体扱いで保険料が20%割引になっています。年間保険料は契約の種類により異なりますが、最高額（対人1億円、対物2,000万円）で6,468円です。

◎問い合わせ先◎

（株）G I A ☎ 042-524-3203 （担当者：廣瀬雄司）

<契約の種類と保険料>

団体割引20%適用済

タイプ	医療上の事故		建物・設備の使用・管理上の事故			年間保険料
	対人		対人		対物	
	1事故	年間限度	1名	1事故	1事故	
A	5,000万円	15,000万円	5,000万円	10,000万円	500万円	5,024円
B	7,000万円	21,000万円	7,000万円	14,000万円	700万円	5,528円
C	10,000万円	30,000万円	10,000万円	20,000万円	1,000万円	6,256円
D	10,000万円	30,000万円	10,000万円	100,000万円	2,000万円	6,468円
E	10,000万円	30,000万円				5,408円

- ★1. 建物・設備の使用管理上の事故は、免責金額が1,000円です。
- 2. 診療所(医院)開設者の先生がご加入の場合 A~D 型を、勤務医の先生は診療所(医院)開設者の先生が保険未加入の場合のみ E 型にてお願い致します。

17 こんな時には相談・連絡を

- 1 会員、家族（配偶者、両親）の訃報は-----事務局
- 2 患者さんとトラブル等生じた時は-----専務理事
- 3 税務調査を受けた時・困った時は-----総務・会計担当理事
- 4 病気・入院の時は-----事務局
- 5 自宅、診療所が災害に遭った時は-----事務局
- 6 診療所、自宅の移転・電話・FAX番号の変更等は-----事務局
- 7 歯科医師賠償責任保険の加入については-----事務局
- 8 東京都歯科健康保険組合の加入については-----事務局
- 9 個別指導・事故調査等で相談があれば-----専務理事
- 10 休日応急診療日・各種健診の担当を変更したい時は
-----先生同士で調整し事務局へ連絡
- 11 労働保険（雇用・労災）の加入について-----労働基準監督局
- 12 日本歯科医師会年金加入については-----事務局
- 13 医業設備資金・運転資金の融資についてのお問い合わせは
-----事務局
- 14 相続、贈与等都歯嘱託税理士の相談したい時-----東京都歯科医師会
- 15 各種同好会に加入したい時は-----広報・厚生担当理事
- 16 総会にやむをえず出席できない時は-----必ず委任状提出
- 17 レセプトの返戻内容について解らない時-----社会保険担当理事
- 18 老成人歯科健診・休日応急診療について-----社会医療担当理事
- 19 往診・介護保険について-----社会医療担当理事

18 会よりの連絡方法について

1) FAX について

会よりの連絡は原則として FAX にて行います。

訃報等緊急の連絡は夜間送信することもありますので、出来るだけ常時受信（自動受信）の設定をしておいてください。

今後、メールでの連絡も検討中です。

2) 理事会報告について

毎月 1 回、前月の理事会での協議内容等を FAX で「理事会報告」として送信します。

3) 会のお知らせについて

毎月第 4 水曜日頃会より連絡事項等を FAX しますので、必ずお目通し下さい。

4) MDA「会のあゆみ」について

当会に関係した会合・出務等を掲載いたします。

5) 整備会よりの連絡について

レセプトの提出は FAX での「会のおしらせ」の提出日をご確認の上、必ず時間内にお願ひします。

保険提出日には、会より問い合わせの電話をする事がありますので、連絡が取れるようお願いします。

また、レセプトで問題点がある時には翌日 FAX でレセプトをお送りしますので、訂正後ご返信または事務局に電話連絡をお願いします。

19 役員職務分担について

役 職	担当委員会等	職務内容
第 一 副 会 長	・保健所・健康開発事業団・障害者福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・会長を補佐し、会務の分担処理 ・対外的関連渉外等の業務 ・理事業務の統括分担と遂行 ・対内的関連団体の分担処理 ・会務に関する全ての対応
	・社会医療	
第 二 副 会 長	・福祉共済・連盟	
	・地域保健 (よい歯のための集い・無料歯科健診)	
専 務	・運営協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・会務に関する全ての処理 ・総務業務との分担処理、会員の掌握 ・理事会の運営、相談・苦情の処理 ・対内的関係団体の連携・運営
	・選挙管理	
	・会長、監事候補者推薦	
	・班長会	
総 務 ・ 会 計	・褒賞関係	<ul style="list-style-type: none"> ・庶務関係・相談業務・会員の掌握 ・表彰関係・慶弔関係・会報の作成 ・災害救助対策・会議関係 ・会計処理、管理・青色申告会との連携 ・税務・納税貯蓄組合との連携 ・銀行・金融機関の掌握 ・講習会、講演会の開催
	・災害救助	
学 術 (医 療 管 理)	・学術 (医療管理)	<ul style="list-style-type: none"> ・学術講演会の開催・生涯研修事業 ・感染症対策(B肝、A I D S等) ・医療情報の収集、分析・IT化推進 ・ホームページの管理 ・図書、ビデオ等の整備、管理 ・医業経営の情報収集、管理
社 会 医 療 A	・地域歯科医療対策	<ul style="list-style-type: none"> ・武蔵野市歯科保健医療サービスシステム (在宅・施設・医療連携)・障害児(者)歯科対策 ・休日歯科応急診療
社 会 医 療 B	・健康推進	<ul style="list-style-type: none"> ・老成人健診・成人自己歯科健診の検討、結果分析、資料の作成 ・介護保険の研究
	・介護保険	
地 域 保 健	・口腔保健	<ul style="list-style-type: none"> ・1.6歳児健診及び母親健診・妊婦健診 ・3歳児健診・5歳児健診・このとり学級
	・学校歯科	

		<ul style="list-style-type: none"> ・親子コン・健康講座・乳幼児歯科相談(卒業教室) ・市民歯科健康相談・学校歯科関係 ・各種健診の資料収集, 分析 ・産業歯科関係
社 会 保 険	・社会保険	・社, 国保整備, 指導・保健の相談, 指導
	・国保指導整備	・講習会, 公聴会の開催・資料の収集, 作成
広 報 ・ 厚 生	・広報・厚生	<ul style="list-style-type: none"> ・広報活動・MDAの発行 ・周年記念事業資料の収集・新年会の開催 ・ブロックの交流・各種懇親会の開催 ・会員レクリエーション ・クラブ, 同好会の掌握, 助成

20 各種委員会の委員選出について

担当役職	委員会名	選出方法	人数
第二副会長	・福祉共済	ブロック	4
	・連盟	—	8
	・「よい歯のための集い」委員会	理事会	6
専 務	・運営協議会	ブロック	8
	・選挙管理委員会	総 会	5
	・会長・監事候補者推薦委員会	ブロック	8
	・班長会	ブロック	10
総務・会計	・災害救助委員会	ブロック	4
学 術 (医療管理)	・学術委員会 (医療管理・IT化推進委員会)	理事会	6
社会医療A	・地域歯科医療対策委員会	理事会	8
社会医療B	・健康推進委員会	理事会	4
	・介護保険委員会	理事会	6
地域保健	・口腔保健委員会	理事会	4
	・学校歯科委員会	理事会	4

社 会 保 険	・ 社会保険委員会 ・ 国保指導整備委員会	理事会	11
広報・厚生	・ 広報・厚生委員会	理事会/ブロック	8

21 ブロック及び班について

会務の円滑な運営と協力を図るため定款施行規則に因づきブロック及び班を設けている。

- ・ 東部ブロック (第 1 班、第 2 班)
- ・ 中部ブロック (第 3 班、第 4 班、第 5 班)
- ・ 西久保ブロック (第 6 班、第 7 班)
- ・ 境ブロック (第 8 班、第 9 班、第 10 班)

- ◎各班に班長がおり、各ブロックの班長の中から総班長が決まる。
- ◎各ブロックの独自性が認められている
- ◎小・中学校の校医やブロック選出委員の決定をする。
- ◎新入会員の希望がある場合、該当ブロックで協議し理事会に諮る。
- ◎全会員のコンセンサスを必要とする時、班長会又は全員懇談会を開催することもある。

22 保健センターでの健診等について

事業内容		曜日	時間	担当者
1	このとり学級	第2月曜	13:30~14:30	地域保健担当 理事が講話
2	妊婦歯科健診	第1・3木曜	10:00~12:00	会員
3	1.6才児歯科健診	第2・4木曜	9:45~12:00	会員
4	1.6才児母親歯科健診	同上	同上	会員
5	乳幼児歯科相談	(予防教室)	第2月曜 9:30~11:30	衛生士が担当
		(健診)	第1・3月曜 9:30~11:30 13:30~15:00	会員
		(卒業教室)	偶数月 第1水曜 13:00~15:00	理事
6	3才児歯科健診	第1・3木曜	13:30~16:00	会員
7	5才児歯科健診	7,3月の 最終木曜	13:00~15:00	理事
8	健康講座	年1回	—	理事会で決定
9	市民歯科健康相談	奇数月 第4木曜	13:30~15:30	理事
10	障害者歯科相談	第3・4金曜	13:00~16:00	会員
11	口腔ケア教室	年4回	13:00~15:00	理事

1) このとり学級

妊婦に対する口腔健康管理について、歯科医師がスライド等を使用し、講話を 40 分間行い、その後衛生士によるブラッシング指導を行っている。担当医師は、原則的に地域保健担当理事が行っている。

①対象者 妊婦

②日程 原則的に第 2 月曜日 13:30～14:30

2) 妊婦歯科健診

妊娠中は、悪阻やホルモン分泌のバランス、食嗜好や食べる回数が多くなるなど食生活の変化、口腔清掃状態の悪化などにより、う蝕の亢進期となり、一方、妊娠性歯肉炎が発病しやすい。

このため、妊婦の口腔健診を通じて、この時期の予防法を指導する。

妊婦のプラークコントロールは本人のためばかりではなく、生まれてくる赤ちゃんのう蝕予防にもつながってくることを理解させる。

①対象者 妊婦

②日程 原則的に第 1、第 3 木曜日 10:00～12:00

3) 1.6 才児歯科健診

成長、発達に及ぼす疾患が顕在化する時期であり、その疾患を早期発見するために、昭和 50 年頃から全国的に始まった。

歯科では口腔内の軟組織疾患の早期発見と共に、う蝕罹患性の高いグループを早期発見し、早期指導し予防に努める。

①対象者 1 才 6 ヶ月～1 才 9 ヶ月未満の幼児

②日程 原則的に第 2、第 4 木曜日

4) 1.6 才児母親歯科健診

出産から子育てに追われ、自分の健康をおろそかにせざるを得ない母親を対象とし、母親自身の「健康の質の向上」を計り、それを通じて家族全体の健康に寄与する目的を持って行われる。(1.6 才児歯科健診と同時に行われる)

①対象者 1 才 6 ヶ月～1 才 9 ヶ月未満の幼児の母親

②日程 原則的に第 2、第 4 木曜日 9:45～12:00

5) 乳幼児歯科相談

1 才 6 ヶ月健診にて、う蝕罹患性の高い患児や定期健診を希望する患児に対して以下の事業を行っている。

①予防教室

衛生士による母親への教育を講話及び歯ブラシの指導を行っている。

・日程 第 2 月曜日 9:30～11:30

②健診

歯科医師による健診及び個人指導、フッ素塗布等を行っている。

- ・日程 第1、第2月曜日 9:30～11:30
13:30～15:00

③卒業教室

健康管理が終了する4才児を対象として、今後も継続的に口腔に関心をもってもらうために、健診と口腔衛生指導を行っている。

- ・日程 偶数月の第1水曜日 13:00～15:00

6) 3才児歯科健診

乳歯列期完成となる3才児を対象として行われ、う蝕や不正咬合、習癖などに対する疾患の発見や指導を行う。

保護者の質問には、懇切丁寧に答える。

- ①対象者 3才児
- ②日程 原則的に第1、第3木曜日 13:30～16:00

7) 5才児歯科健診

5才児、6才児の希望者に対して、第1大臼歯のう蝕予防を目的として、健診を行っている。

- ・日程 7月、3月の最終木曜日 13:00～15:00

8) 健康講座

保健センターの講座室にて開催される市民の健康増進を目的とした講演会で医科・歯科・薬科それぞれの分野で行われる。

年1回当会担当になるが、理事会で講師の選択をしている。

毎年11月頃行われ、市報等により市民に対して広報される。

9) 市民歯科健康相談

成人を対象として、口腔に関する治療・予防に関する悩み事に対して、相談をし、適切な指示を与え、悩み事を解消する。

- ・日程 原則的に奇数月の第4木曜日 13:30～15:30

10) 障害者歯科相談

障害者の口腔健診を行い、要治療者には紹介先を教えたり、あるいは予防指導を行う。

また、他に相談事項があれば、適切なアドバイスをする。

- ・日程 原則として毎月第3、第4金曜日 13:00～16:00

11) 口腔ケア教室

介護や支援が必要な方とその御家族及び介護者を対象に、口腔ケアや口腔に関する様々な問題に対して相談をし、適切な指示を与え健康と QOLの向上を目指していく。

・日程 年4回（その他、介護者対象の研修会1回有り）

23 三鷹武蔵野保健所について

平成9年度から母子保健事業が市に移管されたため、新規事業として障害者歯科相談事業が開始された。（現在、会員が健診で出向くことは原則としてない）

障害者に対して歯科健康診査、歯科保健指導、予防処置を行い、歯科保健の推進と口腔の健康増進に寄与するのが目的である。

対象者は障害者施設入所者および通所者である。

住所：武蔵野市西久保3-1-22

☎ 54-2161

24 高齢者施設歯科健診について

武蔵野市の福祉行政の一翼を担う地域医療の分野において、高齢者介護の必要性から平成8年度から新設された委託業務である。

〔高齢者施設入所者歯科健診〕

健診対象施設は武蔵野市内5箇所の養護老人ホームである。

毎年入所者の歯科健診を行い、平成14年度より設定された施設協力歯科医師が治療希望者の診療を行う。

○吉祥寺ホーム（吉祥寺北町2-9-2）平成6年開所 ☎20-0800

1. 東京都吉祥寺老人ホーム

養老院板橋老人ホームの分散改築計画のひとつとして建設された定員130名の養護老人ホーム

2. 吉祥寺ナーシングホーム

社会福祉法人至誠学舎「緑樹園」が武蔵野市から委託を受けて運営する定員50名の特別養護老人ホーム

○ゆとりえ（吉祥寺南町4-25-5）平成8年開所 ☎72-0311

社会福祉法人「武蔵野」が武蔵野市の委託を受けて運営する定員30名の特別養護老人ホーム

○武蔵野館（関前2-16-5）平成11年開所 ☎36-7711

社会福祉法人「プラットホーム」が武蔵野市の委託を受けて運営する特別養護老人ホーム

○親の家（八幡町3-4-18）平成13年開所 ☎55-0507

社会福祉法人「親の家」が武蔵野市の委託を受けて運営する定員40名の特別養護老人ホーム

〔高齢者施設通所者歯科健診〕

健診対象者は武蔵野市内9箇所のデイサービスセンター利用者である。平成13年度より本事業として実施され、各施設年2回口腔ケアの指導・相談を中心とした歯科健診を実施し

ている。

- 岡田さんち（吉祥寺東町 2-33-5）平成 10 年開所 ☎20-3322
社会福祉法人「東京弘済園」が運営する定員 8 名/日の高齢者在宅サービスセンター
- ゆとりえデイサービスセンター（吉祥寺南町 4-25-5）☎72-0312
社会福祉法人「武蔵野」が武蔵野市から委託を受けて運営する 31 名/日のデイサービスセンター
- 桜堤ケアハウスデイサービスセンター（桜堤 1-9-9）☎36-5177
社会福祉法人「武蔵野」が武蔵野市から委託を受けて運営する定員 35 名/日のデイサービスセンター
- 吉祥寺ナーシングホームデイサービスセンター（北町 2-9-2）☎20-0866
社会福祉法人「緑樹園」が武蔵野市から委託を受けて運営する定員 35 名/日のデイサービスセンター
- 武蔵野市立高齢者総合センターデイサービスセンター（緑町 2-4-1）☎51-2933
財団法人「武蔵野市福祉公社」が運営する定員 50 名/日のデイサービスセンター
- 高齢者在宅サービスセンター武蔵野館（関前 2-16-5）☎36-7711
社会福祉法人「プラットホーム」が武蔵野市から委託を受けて運営する定員 20 名/日のデイサービスセンター
- 武蔵野市立北町高齢者センターコミュニティケアサロン（吉祥寺北町 4-1-16）
☎54-5300
山崎倫子氏が運営する定員 30 名/日のデイサービスセンター
- ぐっどういる境南（境南町 3-25-5）☎32-6608
社会福祉法人「とらいふ」が武蔵野市の委託を受けて運営する定員 30 名/日のデイサービスセンター
- 親の家デイサービスセンター（八幡町 3-4-18）☎55-0507
社会福祉法人「親の家」が武蔵野市の委託を受けて運営する定員 35 名/日のデイサービスセンター

25 在宅高齢者訪問歯科健診

平成 12 年 12 月より実施され、おおむね 65 歳以上で何らかの理由で歯科診療所へ通院が不可能な市民に対し、自宅へ訪問し従来の口腔健診と共に、口腔ケアに関する指導・相談を行い市民の健康に寄与することを目的としている。

健診結果に基づき、必要に応じて訪問歯科診療も行っている。

26 老成人歯科健診

昭和 61 年度より 9～10 月の 2 ヶ月間 40 歳以上の市民を対象として歯科口腔健診が各受託医療機関にて実施されている。

歯周疾患の早期発見に努め、早期治療を促し健康で快適な市民生活に寄与することを目的とする。

① 在宅訪問歯科診療（医療保険）
患者さん(居宅)

病院・医院

② 居宅管理指導（介護保険）

③ 在宅高齢者訪問歯科健診（~~市内からの委託事業~~）

④ その他（障害者歯科診療可能診療所の紹介）

27 成人自己歯科健診

ライフステージを通じて口腔の健康管理を考え、学童歯科健診から老成人歯科健診までの成人期に対応する歯科健診として平成 15 年度実施へ向け平成 14 年度にモデル事業として実施するものである。
往診・健診・相談・口腔ケア等の依頼

対象者は 20・25・30・35 歳の武蔵野市民とし、健診票を送付し、各々が種々の健診項目をチェックしてチャートに記入することで、自分の口腔の問題と対処方法が示されるようになっている。
FAX または電話にて申請

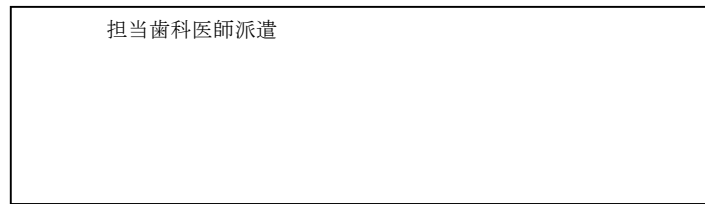
28 歯科保健医療サービスシステム

—在宅訪問診療および障害者診療を受けられる歯科医院の紹介システムについて—
施 協 力 歯 科 医 師 会

（社）武蔵野市歯科医師会
歯科保健医療サービスシステム

このシステムは、下記の各種依頼に対して、歯科医師を出来るだけ早く派遣して市民の口腔の健康に寄与しようとするものであります。今後、「かかりつけ歯科医推進事業」の中核となるシステムとして、医療連携を加え、更なる充実を目指しております。

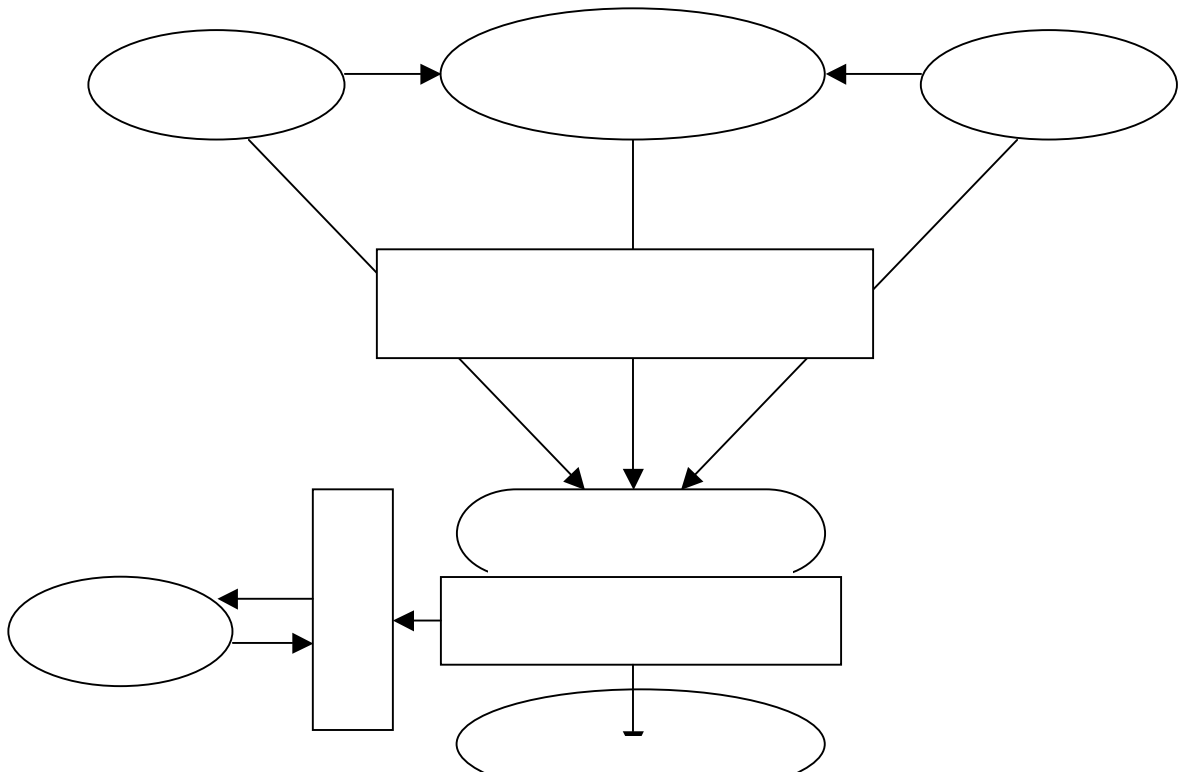
高齢者施設



■特に①の在宅訪問歯科診療依頼(往診依頼)には、迅速に対応出来る。

市内 5ヶ所の在宅介護支援センターの担当地域に合わせ、当会内の協力歯科医師を 5 ブロックに配置し、各ブロックに責任歯科医(チーフ)を置き、上記依頼に対して歯科医師を選択・派遣し、依頼に対応します。現在協力歯科医は 70 名（当会会員数 118 名）おります。

なお、在宅介護支援センター、高齢者施設、医師会等には、「同サービスシステムマップ（協力歯科医配置図）」と「往診依頼書（FAXにより当会に申請）」を配布しております。



市報掲載後の変更の場合は、必ず変更前の診療所の留守番電話に変更先の歯科医院名・電話番号を録音して下さい。

29 休日歯科応急診療について

昭和 52 年より実施されている。市民の生命と健康を守るために、日曜日、国民の祝日などの休日および年末年始、更に武蔵野市が定めるゴールデンウィーク等において指定救急医療機関とともに急病患者に対する応急診療を行っている。

- ◎診療時間：午前 9 時より午後 5 時まで（休憩時間中も電話対応はお願いします）
- ◎会よりの休日診療の看板をドアに貼って下さい。
- ◎看板の取り扱いは休日診療終了後同ブロックの担当医にお渡し下さい。
- ◎転送等は担当医の判断でお願いします。
- ◎診療終了後は報告書を速やかに会事務局に提出して下さい。
- ◎あくまで応急診療が原則ですが、平素の診療と同様な心構えで対応して下さい。
(休日診療に関するクレームが増えていますので)
- ◎他医院の批判的な言動は医事紛争の原因となりますのでご注意下さい。
- ◎担当医の変更の場合には事務局にご連絡下さい。なお、該当日 2 日以内の変更の場合には下記に必ずご連絡下さい。
- ★東京都保健医療情報センター(健康案内ひまわり) ☎03-5272-0303 (24 時間受付)
- ★東京消防庁災害救急情報センター ☎03-3212-2323 (24 時間受付)

30 校医及び学校健診について

【 市内学校 ・ 園等 】		
小学校	中学校	幼・保育園
第一小学校	第一中学校	境幼稚園
第二小学校	第二中学校	千川保育園
第三小学校	第三中学校	南保育園
第四小学校	第四中学校	桜堤保育園
第五小学校	第五中学校	境保育園
大野田小学校	第六中学校	東保育園
境南小学校		境南保育園
本宿小学校		北町保育園
千川小学校		境南第二保育園
井之頭小学校		吉祥寺保育園

関前南小学校		
桜野小学校		

◎校医・園医の決定はブロック会で行います。

◎校医の場合には、春の健診・就学時健診の他に学校によっては秋の健診があります。

◎学校より講話等の依頼を受けた場合には、出来るだけ対応するようにして下さい。

なお、お困りの時には、地域保健担当理事にご相談下さい。

31 歯の衛生週間について

1) よい歯のための集い

趣旨は、広く武蔵野市民を対象とした「よい歯にするための集い」である。昭和43年6月8日武蔵野公会堂にて第一回開催、まず市民への呼びかけの一端として小中学生を対象とした。

第1～13回は、教育委員会が共催し児童・生徒を中心に行った。14回からは、一般市民を対象とした。15回には武蔵野市との共催となり開催期間も「歯の衛生週間」中の事業の一環として第2～14回まで10、11月に行っていたものを6月開催とした。

途中子供向けの色々なアトラクション等があったが25回より、大人を対象とした講演会へと変わり30回からは、介護保険にそなえてのテーマとなった。

以上のように「よい歯のための集い」は35回という長い年月をかけて続けて来た大会としての伝統と広く全市民を対象としての催しものとして価値ある集いである。

今後も啓蒙運動の場として、その時代にあった内容を広く提供して行くものである。

2) 市民無料健診

毎年6月初旬の1週間、コミュニティセンター、市民会館等を借り、不特定の来場者に対し歯科健診・相談・衛生指導を行う。

歯の衛生週間にちなみ、市民の口腔の健康増進に努めるとともに、関心を高めることを目的とする。

場 所	住 所	電 話
武蔵野市民会館	境2-3-7	51-9144
保健センター	吉祥寺北町4-8-10	51-0700
三鷹武蔵野保健所	西久保3-1-22	54-2161
境南コミュニティセンター	境南3-22-9	32-8565
トヨカドール武蔵境店	境南町2-2-20	31-2111
吉祥寺南町コミュニティセンター	吉祥寺南町3-13-1	43-6372
吉祥寺北コミュニティセンター	吉祥寺北町1-22-10	22-7006
本町コミュニティセンター	吉祥寺本町1-22-2	22-7002

32 保険関係について

1) 診療報酬明細書編綴方法

2) 提出方法

- ◎所定の方法で編綴し、事務所に提出して下さい。
- ◎提出日時は、会のお知らせ、MDAに掲載しております。
- ◎提出されたレセプトは、保険指導整備委員により点検・整備され、歯科医師会が取りま
とめの上、診療報酬の請求をします。
- ◎本会を経由しないでの提出はしないで下さい。
 - ・社会保険は、東京都社会保険診療報酬支払基金（支払基金）
 - ・国民健康保険は、東京都国民健康保険団体連合会（国保連合会）

3) 返戻時の対応

- ◎返戻されたレセプトは、各自整備の上、次回再提出して下さい。
- ◎疑義解釈に疑問がある場合には担当理事か整備委員会におたずね下さい。
- ◎また、東京都歯科医師会には下記の委員会があります。

★過誤処理委員会

資格喪失、記号番号の誤り等の事由で返戻されたレセプトにつき、会員からの申
し出によって調整・検討を行っています。

★疑義解釈苦情処理常任委員会

会員が、診療上の疑義によって減点査定あるいは返戻された場合、会員からの申
し出によって、その疑義解釈及び解釈については委員会において協議・検討を
行っています。

※疑義解釈苦情処理常任委員会に提出する場合は、担当理事に連絡して下さい。

4) レセプト用紙について

- ◎手書きしたレセプト用紙、社会診療報酬請求書、国保診療報酬総括請求書、台紙等は事
務所に用意してあります。
- ◎電算レセプト用紙は申し込み用紙が事務所にありますので、申込用紙に記載の上、個々
に業者へFAXにてご注文ください。（1枚送料込みで約4円位）また、業者に直接申し
込む事もできます。

連絡先： 一世出版 ☎03-3952-5651 Fax03-5982-7751

博愛社 ☎03-3861-1741 Fax03-3862-3127

5) 特別会費について

- ◎社保本人・家族と国保一般分の合計点数の2%が特別会費となります。

6) その他

- ◎診療情報提供書、歯周基本・精密検査表、歯周メンテナンスに関する情報提供書等が事務
所に用意してあります。

33 MDA（会報）について

現在会報として会誌「MDA」を年間6回発行しています（隔月発行）。MDAには本会の総会報告、講演会や「よい歯のための集い」等各種事業の報告、ゴルフ部等同好会の活動状況、会員から寄せられる学術や趣味等についての記事、新入会員紹介、お知らせ、「会の歩み」等さまざまな記事が掲載されます。

会員のためのMDAですので、皆様からの原稿をお待ちしております。

また、原稿を依頼されました折には、ご協力のほどお願い申し上げます。

1) MDAに投稿・寄稿される際の注意

- ・発行責任者は本会会長となっております。
- ・会員のほか市役所、保健所、他地区歯科医師会など関係各所へも配布しております。
- ・内容によっては掲載出来ない場合があります。

2) MDA原稿の書き方

- ・MDA専用の原稿用紙は事務所に用意してあります。
- ・MDA原稿用紙（ヨコ21文字、タテ31行）で横書きとする。
- ・ワープロ使用の場合、なるべく21文字、31行に設定して下さい。
- ・上5行内にタイトルと名前をお書きください。本文は6行目から始めて下さい。
- ・写真掲載は通常1枚につき8～10行お空け下さい。

3) 原稿の締め切り日について

- ・発行前月の第1回目の広報委員会開催日が締め切り日となります。
- ・編集の都合上原稿提出は余裕を持ってお願いします。

34 厚生事業等について

本会では会員の福利厚生のため、また会員相互親睦のために次のような事業を行っております。

1) 新年会

毎年、新年の比較的早い時期に本会会員のための新年会を開催しております。豪華景品がたくさん用意されます。

2) 旅行などレクリエーション

本会主催のレクリエーションを年一回行っております。

厚生委員会では多くの会員の皆様に楽しんでいただけるよう企画、運営しております。なお、全体旅行は一年おきの開催となります。

3) その他

総会後のパーティ・委員会解散式の開催

35 同好会について

現在、下記の同好会が活動しています。
入会は随時受け付けております。

- 1) ゴルフ部
- 2) アマチュア無線部
- 3) つり部
- 4) 野球部
- 5) 婦人部
- 6) 囲碁部

※ゴルフ、麻雀、囲碁につきましては、三師会の大会も行われており、
同好会以外の方でも参加できます。

36 生涯研修事業について

日本歯科医師会並びに東京都歯科医師会が主催する生涯研修事業を修了させるには、2
年間で40単位以上の単位取得が必要です。

単位取得のためには生涯研修カード（以下カード）を提出しなければなりません。分類
1, 2, 3 と分類 4, 5, 6 では提出の方法が異なります。

1) 分類 1、2、3（3-3 は除く）の場合

出席した研修会場でカードを提出するだけで単位が取得されます。

2) 分類 3-3、4、5、6 の場合

会員個人が、分類・項目別に計算し、カードに記入、送付しなければ単位取得になりませ
ん。

実施期間2年間で4期に分けて提出するようになっており、当会では毎年9月と3月に記
入済みのカードを東京都歯科医師会に送付しますので、事務所までお持ちください。

分類3項目3はカード帳の後半にありますカードに記入して下さい。

記入するにあたっては次のものがが必要です。

- | | | | |
|--------------|--------|-------|-------|
| ・日 歯 医 師 会 誌 | ①キーワード | ②巻・号 | ③論文番号 |
| ・日 歯 医 学 会 誌 | ①キーワード | ②巻 | |
| ・生涯研修ライブラリー | ①キーワード | ②製作番号 | |

1) 武蔵野市歯科医師会に関する研修分類と単位

研修内容	分類	単位
・ 本会主催・共催の研修会	1-4	3 単位
・ MDA への医学的投稿	5-9	2 単位
・ FM 出演 (TV など)	5-10	10 単位
・ よい歯のための集い	6-1	3 単位
・ 在宅高齢者訪問歯科診療	6-1	3 単位
・ 乳幼児歯科相談	6-2	3 単位
・ 5 才児教室	6-2	3 単位
・ 母親教室	6-2	3 単位
・ 障害者歯科相談	6-3	3 単位
・ 休日歯科応急診療	6-4	3 単位
・ 学校歯科健診	6-5	3 単位
・ 無料歯科健診	6-5	3 単位
・ 妊婦歯科健診	6-5	3 単位
・ 1 才 6 ヶ月児・母親健診	6-5	3 単位
・ 3 才児健診	6-5	3 単位

2) 個人で取得できる研修分類と単位

・ 日歯医師会誌・日歯医学会誌	3-3(一冊につき)	1 単位
・ 生涯研修ライブラリー	3-3(一本につき)	1 単位
・ 各種研修会(研修会場で研修カードを提出しない)	4-5	1 単位
・ 書籍・視聴覚教材を利用した自己研修	5-1(5 時間につき)	1 単位
・ 自己の月間診療実績分析の報告	6-6(年一回)	6 単位

37 血液検査及び B 肝ワクチンについて

希望者に対して、年一回の血液検査と年三回の B 型肝炎ワクチン接種を行っております。血液検査は B 型肝炎ワクチン接種を行う前に抗体の有無を調べ、接種後に抗体が出来たかを確認します。また、肝臓の状態、糖尿病、尿酸値もわかる項目になっています。

B 型肝炎ワクチンは、感染率の高い B 型肝炎に対して抗体を作るためのもので、接種希望の方は必ず血液検査を受けて抗体の有無を確認して下さい。

1) 血液検査

- 会員・家族 無料
- 従業員 3,000 円

2) B 型肝炎ワクチン

- 会員・家族 無料
- 従業員 8,000 円 (3 回)

※但し 1 回の時は 4,000 円、2 回の時は 6,000 円

38 ビデオ・書籍の貸し出しについて

会館には、日歯・都歯から送られてきた学術ビデオ、本会で行われた学術講演会のビデオ、定期購読の歯科雑誌、歯科関係の書籍などが用意され、会員の方に貸し出しています。また、貸し出し期間は定めておりませんが、他の会員のためにも速やかに返却ください。

1) 定期購読雑誌名

- ・クインテッセンス
- ・デンタルダイヤモンド
- ・歯界展望
- ・歯医者さんの待合室

2) 日本歯科医師会「生涯研修ライブラリー」

39 各種案内について

1) 東京都歯科医師会 法律ならび経営・税務相談（無料）

相談は、面談方式ならびに電話相談いずれでも可。

電話にて下記までお申し込みください。

◎相談日：毎週木曜日

◎場所：都歯会館3階

◎申込先：東京都歯科医師会 ☎03-3262-1146~9

◎担当弁護士：金田英一弁護士

担当税理士：菊地 衛税理士

2) ひまわり（24時間医療機関案内）

◎医療機関、夜間休日診療医療機関、薬局等の医療情報を提供しています。

☎03-5272-0303

3) 外国語による医療情報サービス

◎「外国語で受診できる医療機関」「日本の医療制度案内」などのお問い合わせに相談員が応じています。（英語、中国語、ハングル、タイ語、スペイン語）

（毎日 午前9時より午後8時） ☎03-5285-8181

4) 救急通訳サービス

◎救急で来院した患者さんが、日本語が不自由のため診療に支障をきたすような場合、電話による通訳サービスをしています。

（平日午後5時より午後8時、休日等午前9時より午後8時）

☎03-5285-8185

5) くすり相談（日本薬剤師会）

☎03-3406-9140

武蔵野市歯科医師会ハンドブック

発行日 平成 15 年 3 月 31 日

発行人 林 匡一

発行所 社団法人東京都武蔵野市歯科医師会

〒180-0003 武蔵野市吉祥寺南町 2-4-7

吉祥寺ソーシャルビル 2F

☎ 0422-49-8881

Fax0422-49-0118

URL <http://www.musashino-dental.or.jp>